

広報 **なみえ** お知らせ版

(平成29年2月15日発行) No.68

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報をお届けします。

※平成29年2月2日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984
福島県二本松市北トロミ573番地
代表TEL 0243 (62) 0123
直通TEL 0243 (62) 4731
http://www.town.namie.fukushima.jp
*毎週土・日・祝日は閉庁日です。

QRコード ホームページの情報は携帯でもご覧いただくことができます。

QRコードをご利用ください。

浪江町公式フェイスブック・ページ「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。

緊急通報システム 「まもるつく」 貸出しのご案内

町は、帰還に向けて準備宿泊をされているひとり暮らしの高齢の方へ、緊急通報システム「まもるつく」の貸出しを行います。急病や事故等の緊急時に、より適切かつ迅速な対応を図り、社会的な孤立を防ぐことを目的としています。

▽緊急通報システム「まもるつく」とは？
簡単な操作で外部(事業委託業者・ALSO監視センター)へ連絡が取れる装置のことです。急病など緊急時の迅速な救急・救助に役立ち、安心した生活を送る一助となります。

▽対象者

準備宿泊に登録されている浪江町民でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等

▽対応場所

浪江町内の自宅等

▽事業内容

- ①モバイルみまもりセキュリティ「まもるつく」の貸出し
- ②通話による安否確認
- ③緊急時に簡単な操作で通報
- ▽料金 当面の間 無料
- ▽その他

対象の方には個別に通知をし

ています。また、利用する際には申請等が必要です。申請は、随時受け付けています。ご不明な点はお問い合わせください。

TEL 0243(62)0172

平成29年度の 浪江町奨学資金奨学生を募集しています

平成29年度の浪江町奨学資金の申込みを受け付けています。

▽貸与対象者

次の要件をすべて満たす方
浪江町に引き続き2年以上住

所を有している方のお子さんで、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校(修業年限2年以上)への入学希望者(中途貸付も可能)

●国、県または他の団体から同種の奨学資金の貸与または給付を受けていない方

※保証人(浪江町に住民登録のある方)が必要です。

▽貸与額

●大学、短期大学、専修学校専門課程
毎月 30,000円

●高校、高等専門学校(高専)、専修学校高等課程

自宅より通学

毎月 12,000円

自宅外通学

毎月 22,000円

▽申込み方法

奨学生願書(保証人の実印押印)にご記入の上、推薦調書、世帯全員の所得証明書、納税証明書を添付して提出してください。

※願書は教育委員会事務局にあります(町ホームページからもダウンロードできます)。

※平成29年4月から貸与を受けた方は、平成29年3月13日(月)までに提出してください。

TEL 0243(62)0301
問 教育委員会事務局学校教育係

仮設津島診療所・ホールボディカウンター移設に伴う休診のお知らせ

■仮設津島診療所

3月21日(火)、22日(水)、23日(木)は休診となります。
通常診療は3月24日(金)から開始します。

■内部被ばく検査(ホールボディカウンター)

3月18日(土)、21日(火)、22日(水)、23日(木)は、検査は行いません。
3月24日(金)より検査を開始します。

■移設先 二本松市油井字大窪118番地(石倉団地敷地内)



外観



内観

問 仮設津島診療所 TEL 0243(24)1431

財務省福島財務事務所からのお知らせ

多重債務・貸金業に関する相談窓口

福島財務事務所では次のような相談を受け付けています。一人で悩まずご相談ください。

- 返済しきれない借金に関する事
- 貸金業者や、いわゆる「ヤミ金融」に関する事
- 不正に利用されている預貯金口座に関する事

相談窓口

財務省福島財務事務所理財課
(福島市松木町13-2)

受付時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)
8時30分～12時、13時～16時
30分(原則として)

電話

TEL 024(533)0064
(多重債務相談窓口専用)

財務省福島財務事務所理財課

「出前講座」のご案内

福島財務事務所では、小学生から高齢者の皆さまを対象に、金融や国の財政などをテーマに出前講座を行っています。講演料は無料ですので、お気軽にお

問い合わせください。
問 財務省福島財務事務所総務課
TEL 024(535)0301

「個人版私的整理ガイドライン」のご案内

東日本大震災により被害を受けた方はガイドラインの利用で震災前からの住宅ローンなどが免除されます。

※債務の免除には一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会
コールセンター

0120(380)883

福島支部

TEL 024(526)0281

▽受付時間 平日9時～17時

応急仮設住宅および借上げ住宅は適正に使用しましょう

応急仮設住宅および借上げ住宅は、災害救助法に基づいて一時的に居住の安定を図ることを目的に供与しているものです。

住宅の購入や建築、復興公営住宅への入居など、新たな住宅を確保された方は供与対象外とな

りますので、速やかに「仮設住宅等使用終了届」を提出してください。

適正と認められない使用例

- 居住できる住宅を確保した以降の利用
- 申請者以外への転貸
- 週末や休暇期間中のみ利用
- 複数の応急仮設住宅等の供与を受けること
- その他、居住以外の利用(倉庫、商業用など)

入居者に異動があった場合

異動届にて現在入居中の仮設住宅の入居者変更の手続きをしてください。

〈異動例〉

- 単身赴任・就学等で、世帯代表者や入居者の一部の方だけ、仮設住宅より別の住居へ住み替えする場合
 - 死亡・出生等により入居者の増減があった場合
- ※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問 生活支援課住宅支援係

仮設住宅担当

TEL 0243(62)0194

借上げ住宅担当

TEL 0243(62)4736

緊急情報の伝達訓練を実施します(全国一斉訓練)

訓練実施日時 2月21日(火) 11時ごろ

浪江町は、地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆さまへお伝えするため、情報伝達訓練を実施します。

訓練で行う放送試験・配信

情報伝達手段	内 容	情報伝達手段	内 容
防災行政無線	【放送内容】 <上り4音チャイム> 「これは、テストです」×3回 「こちらは、ぼうさいなみえ 広報です」 <下り4音チャイム>	浪江町 メールマガジン 浪江町公式 フェイスブック	【配信内容】 「これは、テストです」 「こちらは、ぼうさいなみえ 広報です」

注) 浪江町以外の地域でも、同様の情報伝達訓練はさまざまな手段で実施されます。
注) 災害等により訓練が中止される場合があります。

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問 帰町準備室危機防災係 TEL 0240(34)0229



義援金の受付について

新潟県糸魚川市大規模火災により被災された方々の生活支援のため、次のとおり義援金を受け付けています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

いずれも、受付は平成29年3月31日(金)までです。

	福島県共同募金	日本赤十字社		
名 称	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災義援金	平成28年新潟県糸魚川市大規模火災義援金		
義援金受入れ金融機関	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	東邦銀行南福島支店	【窓口受付】 日本赤十字社浪江町分区
口座番号	00140-4-587401	00130-7-602726	(普) 612579	
口座名義	新潟県共同募金会糸魚川市大規模火災義援金	日赤平成28年新潟県糸魚川市大規模火災義援金	日本赤十字社福島県支部	
備 考	ゆうちょ銀行・郵便局窓口で通常振込みの場合、手数料は無料です。	ゆうちょ銀行・郵便局窓口で通常振込みの場合、手数料は無料です。受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。	東邦銀行窓口における同行間の送金手数料は無料です。	二本松市北トロミ520(浪江町社会福祉協議会内) TEL 0243(62)0877

【浪江町共同募金委員会・日本赤十字社浪江町分区 共通お問い合わせ先】

☎二本松市北トロミ520 担当 畠山 TEL 0243(62)0877

福島県特定(産業別)最低賃金の改正について

平成28年10月1日より発行された福島県最低賃金の改正については、次のとおりです。最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

▶最低賃金の分類

- 地域別最低賃金（県の最低賃金）
常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 産業別最低賃金
特定の産業について働く人に適用されるものです。

最低賃金の件名	最低賃金額 (1時間)	効力発生 年月日	適用除外業種	備 考	
福島県最低賃金	726円	平成28年 10月1日	—	県内で働く全ての労働者に適用されます。	
産業別最低賃金	非鉄金属製造業	831円	平成28年 12月25日	—	次の者は、福島県最低賃金が適用されません。 1. (1) 18歳未満または65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 2. 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金は、上記1の者のほか小型電動工具もしくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	782円	平成28年 12月18日	医療用計測機器製造業（心電計製造業除く）	
	輸送用機械器具製造業	818円	平成28年 12月10日	—	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	816円	平成28年 12月14日	—	
	自動車小売業	815円	平成28年 12月11日	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	

☎ 福島労働局労働基準部賃金室 TEL 024(536)4604

JR東日本水戸支社 からのお知らせ

■列車代行バス浪江駅停車について

JR東日本水戸支社では、竜田駅から原ノ町駅間に列車代行バスを運行していますが、浪江駅（浪江町役場前）に停車する準備が整ったことから、列車代行バスを「浪江駅」に停車します。

▽実施日

2月1日(水)より

▽列車代行バス時刻

下り	1便	3便
竜田駅 発	10時5分	20時10分
浪江駅 発	10時45分	20時45分
小高駅 発	11時	21時
原ノ町駅 着	11時20分	21時20分
上り	2便	4便
原ノ町駅 発	6時55分	16時55分
小高駅 発	7時15分	17時15分
浪江駅 発	7時30分	17時30分
竜田駅 着	8時20分	18時20分

▽浪江駅列車代行バス停留所

浪江駅から小高駅間の運転再開までは、浪江町役場前に浪江駅の列車代行バス停留所を設置します。

▽その他

乗車の際は、事前にJR線のきっぷを購入していただくか車内でお支払いください。

なお、車内ではつり銭を用意しておりませんので、お釣りのないようご協力お願いします。

《主な駅までの運賃》

- 浪江駅↔原ノ町駅間 320円
 - 浪江駅↔相馬駅間 670円
 - 浪江駅↔いわき駅間 970円
- 詳しくは、お問い合わせください。

問 東日本旅客鉄道(株)水戸支社営業部
TEL 029(221)3226

自動車の登録・検査 の手続きはお早めに

自動車の登録・検査手続きは、毎年3月に集中し、窓口や車検場が大変混雑します。

名義変更や住所変更、廃車、車検などの手続きは2月中に行うなど、できるだけ早めに済ませていただくようお願いいたします。

問 東北運輸局福島運輸支局

(福島市吉倉字吉田54)

登録・検査関係

TEL 050(5540)2015

なりすまし詐欺にご注意ください

— 双葉警察署からのお願い —

息子や孫を名のるオレオレ詐欺被害が多発しています

電話で「のどが痛い」「携帯電話番号が変わった」「バッグをなくした」「会社の金を使い込んだ」「不倫して示談金が必要だ」などと話してくるのは詐欺ですので、十分注意してください。

警察では被害防止のため、次の点について注意を呼びかけています。

- 普段から実の息子さんと「合い言葉」を決めておく。
- 留守番電話機能を活用し、電話の相手を確認してから電話に出る。
- 金を請求する電話は、信用しないですぐ切る。
- 電話を切ったら、すぐ警察や家族等に通報、相談する。

不審な電話などがあったら、すぐ110番が警察署へ通報してください。

双葉警察署(楢葉町) TEL 0240(25)1500
浪江分庁舎(浪江町) TEL 0240(34)2141

広報なみえ・お知らせ版の 発送について

町で発行している広報なみえ(毎月1日)とお知らせ版(毎月15日)は、1居所につき1部の送付を行っています。

復興公営住宅への入居などに伴い避難先の変更があった方、これまで別々にお住まいだったご家族が同居するようになった方など、次に該当する場合には対応しますのでご連絡ください。

- 同居所に広報誌が2部以上届いている
- 世帯分離などで広報誌が新たに必要になった
(ご家族が別々の場所にお住まいの場合など)
- その他、広報誌の発送に関すること
(広報送付者の宛名の変更など)

問 復興推進課情報統計係
TEL 0243(62)4731

避難先を 移動された方は ご連絡ください

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先が分からないと、町からの情報(広報誌、各種通知、お知らせ等)が届かなくなりますのでご注意ください。

◆避難住民届に関する問い合わせ◆
問 総合案内 TEL 0243(62)0123